

女性の権利 (Woman's Right) 運動に ナイチンゲールが果たした役割と わが国における女性の権利運動の展開

広島文化学園大学看護学部
佐々木 秀美

要約

本論では、ナイチンゲールが体験したヨーロッパにおける女性の権利運動の展開と、儒教主義国家であったわが国における女性問題と女性の権利運動の展開について今一度、歴史的に検証し、女性の社会的位置づけについて再検討した。まず、最初にイギリスにおける女性の権利運動でナイチンゲールが果たした役割は、看護職を草創するという取り組みにおいて、その着想が、看護婦以外の他の職業にも浸透したことであり、本人が好むと好まざるに関わりなく、実践的女性解放主義者としての地位はゆるぎない。

次に、わが国は“三従の教え”に代表されるように、歴史的に女性の社会的評価が著しく低かった。明治維新以降、男女平等思想は取り入れられたが、それはわずかに啓蒙主義的な思想家からの提唱であり、定着しにくい現実があった。大正時代に起きた“新しい女”旋風はいわゆる女権拡張運動であったが、それは危険思想であるとして法的にも制限が加わった。女性から発言権を奪い、女性の教育を低いものにして人格をはく奪する施策において、国民の権利と義務、あるいは自由と公共の福祉といった法的な概念と道徳的な問題は、女性に自由・平等・福祉などの基本的人権が与えられた今日でも見られる現象であり、自己実現を目指す女性の職業継続の問題として残されている。

キーワード：女性の権利運動 ナイチンゲール 女医亡国論 三従の教え 女性の職業的自立

はじめに

儒教主義国家であったわが国の女性の位置づけは極めて低かった。それは“三従の教え”に代表される。“19世紀は女性の世紀”この言葉が示すように、19世紀中庸、ナイチンゲールによって、まさに女性は社会に解放された。急進的行動主義的なナイチンゲールと“クリミアの天使”としての人道主義的な側面を有したナイチンゲールは、女性問題での働きかけにおいて実践的女性解放主義者としてその位置づけはゆるぎない。社会学者トレヴェリアンは、「ナイチンゲールが先鞭を付けてくれたお陰で女性を専門職業に向けて訓練するという着想が、看護婦以外の他の職業にも浸透した。」¹⁾とその業績を認めている。同時に彼は、ヨーロッパにおける伝統的な理想的女性像、即ち、有閑無為の中であって男性に保護されなければ生きて行けないような弱々しい女性が従来の理想的女性像であったが、ナイチンゲール以降、何か社会に貢献する女性が理想的女性であるという様に変ったと評価した。又、ハリエット・マーティノウ²⁾も、「フローレンス・ナイチンゲールが成し遂げたことより以上の素晴らしい業績を為した婦人はどこにもいない。彼女の成功は女性に職業婦人としての道を開放したことである。」³⁾と評価した。続けて、マーティノウは、彼女は、誰よりも上品な女性であり、最も静かで自然であり、特別に観察するべき点を現してはいない。がしかし、良い感覚と教養を有した心と節度のある態度があった。これらの特性を

有している女性はなかなか現れない。現在、我々に残される唯一の方法は、それらのまさしくその痕跡を保持することにあると述べた。彼らが後に加えたナイチンゲール評価であるが、ヨーロッパにおける女性の伝統的な社会規範を覆し、理想的女性像までも変えてしまった女性がナイチンゲールであり、その先進的な業績が、彼女をして歴史的に名高い人物と共に、世界の理想的人物像の一人に数えられる女性となった所以である。

女性が人格であるという事、これはナイチンゲール自身の問題であり、イギリス女性全体の問題でもあった。1851年(嘉永4年)に発刊された『カイゼルスヴェルト学園によせて』⁴⁾は、ナイチンゲールの同学園における見聞録である。最初に目につくのは“19世紀は女性の世紀”という冒頭の言葉である。この言葉が著作全体の論旨を示しており、それは、女性に対する特別な関心である。ナイチンゲールがテオドル・フリードナー牧師⁵⁾から学んだことは、ナイチンゲール自身が有する女性に対する高邁な感情、女性が社会で有用であることの正当性である。それは、後の活動源になったと考えられた。筆者が『ナイチンゲールとミルの論争』⁶⁾で、イギリスにおける女性の権利運動について若干その概略を述べたが、儒教主義国家であったわが国で、女性の権利問題が女性達の活動によって展開されたのは大正時代である。

しかし、それ以前に、男女が平等であるとの見解は、明治維新政府によって施策として展開された。1867年(明治元年)、天皇を擁して明治維新を果たした新政府は、1871年(明治4年)に文部省を創設、学校教育の全てを管理監督するとして、1872年(明治5年)、国民の教育の機会均等に立脚する“学制”⁷⁾を發布、市民平等、男女平等に基づいた教育を実施した。しかしながら、この政策は間もなく暗礁に乗り上げた。1876年(明治9年)、第一大学区府県教育議会において、「女子ハ事理ヲ弁シ心思ヲ純粹ニシテ一家ヲ齊ヘ子女ヲ教育スルノ方向ヲ以テ教導スベシ男子ノ才氣発有為ノ志ヲ養成スルノ目的ト小異アルベシ」⁸⁾と述べられ、男女の特性を生かした教育をするべしとの発言がなされた。その後、教育はアメリカのごとく自由でなければならぬとして、1879年(明治12年)、“教育令”が發布された。しかしながら、女子教育の低迷は続き、“学制”の指導的立場であった学監のディビッド・モルレー⁹⁾ですら、アメリカ、フィラデルフィアの米国博覧会において、「蓋シ鋭敏ナル日本人ハ、現今世ニ行ハルル男女共学ノ理論ニ依ラズシテ、人ノ母タルベキ女子固有ノ性質ニ基キ、之ヲ教育スルナラン」¹⁰⁾と発言、日本における男女共学の困難さを明らかにした。続けて、明治中期、文部大臣であった森有礼¹¹⁾は“教育令”を廃止し“帝国大学令”から“小学校令”に至るまで各段階別の“学校令”を發布した。“学校令”は学校教育を忠臣愛国精神でもって実践するのがその教育政策の狙いであり、国家に須用なる人物の育成が求められた。そして、女子教育政策は良妻賢母主義教育を基本とされ、裁縫を重視した家事教育がその中心になった。

次に、社会的混乱のさなかにもありながらも、発展の段階にあったわが国政府の暗中模索の政策は家族制度の採用であった。ハーバート・スペンサー¹²⁾は、森に対して「貴国には、なお昔ながらの家族組織が保存されている。この家族の、すなわち家長の組織においては、多くの家の支配的権威である長老があり、その権威は、多くの場合、二・三代後の子孫までそれに従わねばならぬ専制力を持つ。この組織は新制度において利用されるべきものである。」¹³⁾と書き送り、新しい体制下においては急激な変換を迫るよりも、従来からの制度の持続性が大切であると進言した。家族制度における家父長的性格と男女の差異は、“明治民法”の条文に歴然としており、女性は自己決定権を持たない無能力者としてその地位に甘んじていかなければならなかった。

日本における家族制度と類似した状態はヨーロッパにおいても存在した。それは、ナイチンゲールの『カンサドラ』¹⁴⁾での悲痛な訴えやジョン・スチュアート・ミル¹⁵⁾の著作『女性の従属』からも明らかである。ミルは、「この論文の目的とするところは、私がいやしくも社会問題あるいは政治問題について何等かの意見を持ち始めた頃から現在に至るまで、少しも変わる事のない初心の基礎を、できるだけ明確に説明するところにある。この意見は私が反省を加え人生の経験を加えるにしたがって、常に強くなりはしたけれども、決して、弱くなったり変説したりすることのなかったものである。すなわち、両性間における現在の社会関係を規制している原理、女性が男性に法律上従属しているということ、これはそれ事態正しくないばかりでなく、今や、人類の進歩発達に対する重大な障害物になっている。それゆえ、これ

を同権の原理に、一方には権力と特権を持たせないように、他方には能力を与えないといった事は改めるべきである。』¹⁶⁾と述べた。

従って、女性の問題は洋の東西を問わない。当事者たちでさえも不条理とは思わない、永い期間伝承されてきた社会的問題であったと考えられる。そこで、本論では、ナイチンゲールが体験したり観察したりしたヨーロッパの女性問題と女性の権利運動の展開、そして、佐々木秀美が『歴史に見るわが国の看護教育—その光と影』¹⁷⁾での検証を踏まえながら、儒教主義国家であったわが国の女性の社会的位置づけと女性の権利運動の展開について今一度、歴史的に検証し、ナイチンゲールが女性の社会的地位向上に果たした役割について検討する。

I. ナイチンゲールが観たイギリスの女性問題と女性の権利運動

1. 女性には自己決定権がない

女性には自己決定権がない。それは女性の人格の問題であった。ナイチンゲールが一人の人間として目覚め、どのように生きてよいかに悩み、自己の信念を貫きたいと考えた時、上流社会の慣習と伝統的な性役割は大きな壁であった。その伝統的な社会規範によれば、女性は家庭内にとどまるべきであった。そして長い間、受け入れられてきた家庭内における女性の役割は強固なものであった。ナイチンゲールは自分の知性を活用して働きたかった。彼女が恵まれた環境を否定し、女性の伝統的役割を否定し、しかも労働者階級のように働きたい、しかも看護師などという呪われた仕事を選ぶなどという事は、家族にしてみれば理解しがたい考えであった。

ナイチンゲールの繊細な神経と洞察力は鋭く女性達を観察した。彼女は、女性達が貧しい生き物になっていると指摘し、母親達に目覚めよと呼びかけた。それは男性に従属する人生ではなく、自分の為に生きる人生であり、精神的、経済的に自立した女性になることである。神秘主義的であったナイチンゲールの考えの中に“神への奉仕”が基本的にあった。それは従来のキリスト教の教儀であった男女観の役割を打ち破るものでもあった。その奉仕のあり方は神の僕として地域社会に貢献する者達を教育することであり、その信念を貫くことこそが神との精神的な結合であって、最も崇高なものであった。

ナイチンゲールは『見習い生への書簡』¹⁸⁾で、“寄生生物”について触れ、「私たちは、植物や動物で、他者に寄生して生活し、自分の植物のために自分で働かないで、そのうち退化して行く“寄生生物”がどんなものであるか知っています。』¹⁹⁾と述べ、こうした寄生虫のような人間にならないようにしようと忠告した。ナイチンゲールにすれば、男性との結婚によって生活の安寧を得なければならない女性の生き方は、ある意味では寄生生物に似たような生き方に思えたのかもしれない。ナイチンゲールの考えでは、勤労の精神こそが、経済的安寧につながり、自己を守る唯一の手段であった。上流社会の多くは労働者の血と汗の結晶を吸い上げて華やかな生活をしている。ところが労働者階級も含め、どの階級の女性達の共通問題は、生存していくために必要な経済が確保できないという過酷な現実があった。ナイチンゲールは「いったい何の為に、他人の目、他人の勝手な期待、他人の意見などに悩まされる必要があるのでしょうか。自分のやりたいことをやらないで、他人から言われるままに生きた人で、優れたこと、有用なことを成し遂げた人は、いまだかつて誰もいない。』²⁰⁾と述べた。ナイチンゲールによれば、経済的安定は精神的安寧と共に自立に繋がる。無力な弱者として男性に支配、あるいは保護される代わりに、自分の人生に決定権を持たない女性の生き方は、ナイチンゲールのような知的な女性にとって苦痛以外の何ものでもなく、美德とはほど遠い状況にあった。

2. カサンドラで痛烈に家庭を非難する

『カサンドラ』でのナイチンゲールは、痛烈に家庭生活を非難した。カサンドラという名前は、ナイチンゲールが1849年(宝徳元年)にエジプト旅行をした際に、エジプトの歴史や宗教を研究した際に知り得た召使の女の名前である。『ギリシャ神話』²¹⁾によれば、カサンドラはトロイ国の王女であり、かの有名なトロイ戦争でトロイ国はギリシャに敗れ、敵の奴隷になったのがカサンドラ王女である。神話によれば、美しいトロイ国の王女、カサンドラに恋をしたアポロンは王女に数々の贈り物をした。その贈り

物の中の一つに未来を予見する能力があったが、カサンドラ王女はアポロンの愛を拒否した。怒ったアポロンはカサンドラ王女から贈り物を取り返そうとしたが、神々の掟ではできない。そこでアポロンは、周囲の者がカサンドラ王女の言うことを聞こえないようにしてしまったのである。その結果どうなったか。有名なトロイ戦争では、場外に置き去りにされたギリシャ軍の置物について、カサンドラ王女はその置物の危険性を予見し、城内に入れてはならないと強く進言した。が、聞く耳を持たない者達が置物を城内に引き入れてしまう。そして、置物の中に潜んでいたギリシャ軍の少数の兵士によって、トロイ軍は一夜のうちにギリシャ軍に負けてしまったのである。その後、カサンドラ王女は奴隷としてギリシャ軍に連れて行かれ、辛酸をなめるといふ物語である。

奴隷になったカサンドラ王女と自身を重ね合わせたナイチンゲールは、著作のタイトルを『カサンドラ』とし、その序言に「およそ、人はだれでも寄る辺なく野に人生の辛酸をなめながら、一人さ迷う事が良くある。そのような人はもっと住み良い世界を求めて避難したい衝動に駆られる事でしょう。しかし恐らく、もしこの世から、未熟なままで身を引いたりすると再び苦しみとおさねばならない。未熟なままで生まれる事は新しい生命を生き続ける力を十分に持たないし、その新しい生命は再びやり直しをしなければならなくなる。」²²⁾と述べ、「女性は知性、倫理的行動、情熱という3つの徳を兼ね備えているながら、なぜ社会においてその3つのうちどの一つもいかせられるような場所を見つけられないのか？」²³⁾と述べた。今風に言うならば“早すぎた目覚め”である。『カサンドラ』でのナイチンゲールは、宗教的な概念を強く強調しながらも、“伝統的な社会”の冷酷な現実の中で、伝統的な規制に女性が服従している無意味な生活を繰り返し述べ、女性が自己の生活も調整できないで、心霊的にも精神的にも貧弱な生き物になっていると指摘し、女性たちは「家庭内の白色奴隷」²⁴⁾であると述べた。ナイチンゲールは、女性にとって家庭だけがその活動の場所ではないと訴え、女性も1人の人間として夢や希望をもって生きていく必要があると主張した。

特にナイチンゲールが最も言いたかった社会への告発、それは男女間における時間の使い方の相違についてであった。「男性の時間は女性の時間よりも貴重なのか？それとも男性と女性との相違は、女性が何もする事はないと自ら認めていることなのか？」²⁵⁾と述べ、「女性には“子供に乳をやる”事を除いては、邪魔をしてはならないほどに重要な仕事があるはずはないと思われている。」²⁶⁾とも述べた。ナイチンゲールは女性達がこれを受け入れてきたと述べ、社会が女性の知性を浪費していると激しく告発したのである。家庭というその小さな範囲では、不滅の精神を持った人が、創造主から授かった資質や才能によって運命づけられている仕事を行う機会は何一つもない、天職として神が授けたその能力を使う機会もないと家庭生活を非難しながら、ナイチンゲールは現時点において女性の知性は満足できないものであると告発し、幼児期にそうした強制不能な精神が家庭内で形成されると言及した。

又、ナイチンゲールは『新約聖書』における“神の下での平等”思想から「イエス・キリストは女性を哀れまれて、単なる奴隷、単なる男性の情熱の僕としての地位から引き上げられて主の僕とされた。」²⁷⁾と述べ、キリストが女性を男性に従属するという位置づけから解放され、男性同様、創造主の僕になさったと述べた。女性が神の直接の僕であるならば、神が求める仕事を女性も行っていいはずである。神が求める仕事とはいったい何？それは人のために役立つ仕事であり、社会に奉仕することであった。上流社会の女性として、『カサンドラ』でのナイチンゲールの主張は、クリミアの天使として注目をひくがゆえに、ミル達の“女性の権利”運動の展開において先陣を切るのに正に格好の人物であった。

3. “女性の権利”運動の展開

“女性の権利”運動は18世紀のフランス革命以降、女性が平等に取り扱われていないことに気づいた思想家達を中心に展開された。オランプ・ドゥ・グージュ²⁸⁾の『女性の諸権利』という小冊子には、女性及び女性市民の権利宣言が成された。その前文には「母親・娘・姉妹達、国民の女性代表者たちは、国民議会の構成員となることを要求する。そして女性の諸権利に対する無知、忘却または軽視が、公の不幸と、政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮して、女性の譲り渡すことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した」²⁹⁾と述べられ、法のもとに女性も男性と同じように平等であることを主張した。女性が男性同様法的権利を有するという考えは、危険思想であるとし

てゲージュは処刑される。しかし、処刑に際してゲージュは、女性が男性と同じく権利を有するのであるならば、女性も罪に服する義務もあるとして、毅然とした態度で処刑を受けたと同著には記述されている。ゲージュにおける権利は義務とワンセットであり、それは決して弱者として保護されたりするような立場ではなかった。その後、サン・シモン³⁰⁾は、人権運動は女性に対しても適用するべきであると主張、「女性解放」運動の手始めに婦人の参政権運動を行った。こうした運動の中でフランス女性フローラ・トリスタン³¹⁾は、女性に対しても労働をする事を認めさせようとした。彼女の思想はイギリスのオーウェン主義者を經由して、ドイツのマルクス主義思想へと繋った。

イギリスでは1792年(實政4年)に、メアリ・ウルストンクラフト³²⁾が、イギリスの市民革命に思想的な役割を果たしたジョン・ロック³³⁾の理性による教育を女性にも適用し、男女間の不平等を指摘、こうした不平等を取り除くには、女性も職業に就くことが大事であると述べた。彼女は著作の中で「深い憂慮を抱いて過ぎし歴史に思いを巡らし、また眼前の世界を観察してみた時、私の精神は悲憤の感情によって極度に憂鬱になった。そして自然が人間と人間との間に大きな差別を作ったのか、あるいは、これまで世界に現れた文明が極めて偏ったものであったのか、そのどちらかを認めざるを得なかった時、私は溜め息をついてしまった。」³⁴⁾と述べ、女子教育の無視こそがこの現実の根源であると述べている。ウルストンクラフトは、女性は医学を学んで看護婦のみならず、医師にもなれると述べ、職業をもって働く女性の貴い価値について言及した。しかし、「女性の権利」運動は当時のイギリス社会ではあまり受け入れてはもらえなかった。当時、イギリス資本主義社会においては、明治以降の日本社会同様、女性の教育に関しては良妻賢母主義教育が中心になっていたからである。

そして、19世紀に入って、「女性の権利」運動も少しずつ高まりを示し始め、1824年(文政7年)には、フランスの思想家達の強い影響を受けたウィリアム・トンプソン³⁵⁾が、女性を擁護して社会主義的思想に転じた。家庭内の男女の不平等については、サン・シモン主義者³⁶⁾であり、功利主義者³⁷⁾であるジェレミー・ベンサム³⁸⁾が、「女性の幸福と利益は男性のそれと同等である」と述べ、女性の立場を擁護した。ベンサムと同思想であったジェームズ・ミル³⁹⁾(以降 J・ミルとする)はトンプソン等と反対の立場、すなわち、功利主義的立場を取った。1832年(天保3年)、イギリス国会において第一次選挙法改正において婦人の参政権問題が取りあげられたが、結果的にJ・ミルの立場が優位となり、女性に参政権は与えられなかった。しかし、ミルは、妻であるハリエット・テラー⁴⁰⁾の影響を強く受け、「女性の権利」運動に次第に参加するようになった。

貧民救済に関する運動は博愛主義運動として知られているが、この運動は産業革命の落とし子の性格を持っていた。つまり、一方の繁栄に比較して他方の経済的な破綻は都市をスラム化し、暴力や犯罪の温床ともなった。こうした人々を救済しようとして宗教家を中心として始まったのが博愛主義運動である。そうした中で、ナイチンゲールは、富めるものが貧しいものに施しをする、いわゆる、ノーブレス・オブレッジ(Noblesse - oblige)とも呼ばれる博愛主義運動に影響を受けた。加えて、ベンサム主義思想であったナイチンゲールの父親、ウィリアム・エドワード・ナイチンゲール⁴¹⁾は、娘たちに男性同様の教育を施した。向学心の強かったナイチンゲールの知識はこの頃、当時の女性達あるいは男性たちをも遙かに上回るものであったろう。「早すぎた知性の目覚め」を経験したナイチンゲールは、女性は知性、倫理的行動、情熱という3つの徳を兼ね備えていながら、なぜ社会においてその3つのうちのひとつもいかせられるような場所を見つけられないのかと苦悩し、主知主義的傾向が強くなった。上流社会の無為な生き方について告発したカサンドラが今や、「クリミアの天使」として国民の英雄となっている。ミルは、ナイチンゲールに「女性の権利」運動の先頭に立って欲しいと協力を求めたが、彼女は積極的には協力しなかった。

逆にナイチンゲールは、1860年(万延元年)に執筆した『看護覚え書』に、現代に置ける2つのたわごと(Jargon)について言及し、こうしたことに惑わされないで欲しいと書いた。たわごとの一つは、「女性の権利」についてであって、「すべて男性がすることは医療やそのほかの専門職業も含めて、女性にもさせよと言うものであり、その理由たるや、単に男性がしているからというだけのことである。」⁴²⁾と述べ、「女性の権利」運動家達が男女に同質の仕事を与えれば、女性にも男性同様の権利が与えられたと単純に考えるのはばかげた事であり、そうした職業が女性に適任の仕事であるかどうかよく考えて

みようともしないと批判した。二つ目は、「女性には男性のする仕事は一切させないようにというものであり、その理由たるや、彼女達は女性ではないか、女性には女性としての務めの意識を呼び覚まさないといけない。“これは女性の仕事”であり、“あれは男性の仕事”であって、“世の中には女性がしてはならない仕事があるのだ」という事なのだ。」⁴³⁾と述べた。第一の批判は“女性の権利”運動、第二の批判は良妻賢母主義教育を主張する者達への批判である。ナイチンゲールはこうした主張のいずれもが何の根拠もないものであり、女性はこれらのどちらの声にも耳をかすことなく、自分の仕事がどのようなものであれ、自分の信念にしたがって、選んだ職業を遂行する事に最善を尽くすべきであると書いた。

II. わが国における女性の権利運動の展開

1. 女医亡国論

女医亡国論とはその名のとおりに、女医が日本国を滅ぼすという意味である。わが国の女医第一号は、荻野吟子⁴⁴⁾であるが、女性のための医学校設立は、吉岡弥生⁴⁵⁾が最初である。彼女は、1900年(明治33年)、東京女医学校を開いた。先述したように、儒教主義国家として男尊女卑の色が強いわが国にあって、女性が女性のために医学校を開設するという事は、偉業としか言いようがないことであった。

弥生は、1889年(明治22年)女医を志して上京した。済生学舎⁴⁶⁾に学び、1892年(明治25年)卒業、医師免許証を得た。1895年(明治28年)東京至誠学院でドイツ語を教えていた同学院長吉岡荒太⁴⁷⁾と結婚、1897年(明治30年)に東京至誠医院を開業し、1900年(明治33年)同医院内に東京女医学校を創立した。この後、1906年(明治39年)には“医師法”が制定され、医学教育が全般的に整備され始めた。1908年(明治41年)、第一回目の卒業生を出した東京女医学校は、その卒業式で“女医亡国論”を唱えた者のために騒然となった。女医の存在は、わが国3000年来の一大事を招くとして良妻賢母主義の立場から攻撃が繰り返された。これに対し弥生は「職業を持ってもしっかり子供を生み育てます。」⁴⁸⁾と強く反発した。その他、来賓から“女子に高等教育をさせると晩婚になる”“女は月経があるから手術室が汚れる”といったような理不尽な論議もなされた⁴⁹⁾。同席していた大隈重信⁵⁰⁾が「10年ないし15年後、事実に見える成績のいかによって、女医の適不適がわかる」⁵¹⁾と論述したことによって事態が収拾したという。

1912年(明治45年)の医界時報⁵²⁾には、“三寸鏡裡”という論説で弥生が紹介され、彼女が子供までなしながら入籍もしない、教育家としてはどうかと、その夫も含めて攻撃の対象となった。又、同年の医界時報に雑論として“女医亡国論”を寄稿した小栗政一は、「世の摂理として、天と地は和合して万物が榮える。ゆえに夫婦も相和してその役割を果たすことが家庭の繁栄につながり、家庭の繁栄が国家繁栄につながるものである。ゆえに女子に高等教育を施して女医にするなどということは愚の骨頂であり、国家を滅ぼす原因になる。」⁵³⁾ゆえに、女性が国を亡ぼすという論理である。彼によれば女性は子供を産んで育てるのが天職である。良妻賢母をもって健全なる家庭を建設し、健全なる国民を創造するべきであるのに、なまじっかな教育を授けて屁理屈を言うような女性はわが国の国風になじまない。ゆえに女医はいらないと言うのが彼の論理であり、天は男性、地は女性という儒教主義思想を“女医亡国論”の根拠とした。

すでに医師試験に合格していた荻野他数名の女医達も「患者を委任するには不安なり」⁵⁴⁾とか、「然に西洋文明に中毒せる木葉学者や、漣葉女子が、徒に欧米の危険なる思想を鼓吹し、輸入するのは、悪みても余りある事」⁵⁵⁾といったような批判や攻撃に正面から対抗していた。女医達は自己の地位向上の為に、時には熾烈な反論も辞さなかったのである。明治も後半になっていたが、この当時、医学教育も医科大学、医学校、医学専門学校は少なく試験に合格すれば、だれでも医師になれた。しかし女性が医師になるについての理解を得るのは、先述した荻野の経験からも明らかなように至難のわざであった。この頃は、医師という職業は男性の特権職業であると考えられたのであろう。医学の道に女性が参入する事など考えられない事であった。又、女医を教育しようなどという事は大変に心外な事だったようである。

イギリスでもかつて女医達が“三流の男性”と同じように評価された事もあった。イギリス出身であり、アメリカで最初の女性登録医になったエリザベス・ブラックウエル⁵⁶⁾も働く場所が確保できなかった。クックの『ナイチンゲール—その生涯と思想2』には、1851年(嘉永4年)、ナイチンゲール宅を訪問したブラックウエルがナイチンゲールに、パリである女性が外科医学を学ぶために男装を思いついたという話をし、「ズボンをはけば、学問に対する真摯な意志を持っているとみなされて何とか受け入れてもらえるでしょうが、ペティコートは常に浮気心の象徴とみなされているようです。」⁵⁷⁾と語ったことが記述されている。この頃、ブラックウエルはパリの病院で医学研修中であつたが、彼女が英国初の女性医師として登録できたのは1859年(安政6年)のことである。この様に女性が職業を持つという事は洋の東西を問わず一般的に難しく、特に男性に開かれていたほとんどの知的職業が女性には解放されていなかったのである。これは女性が男性の中に入ると、とかく職業とは別の問題、即ち、男女間の問題が生じる事と女性の能力不足という烙印からのものであつたかもしれない。弥生は女性に対する偏見に対し、敢然と闘えた女性であると共に度重なる文部省との交渉の末、1912年(明治45年)東京女医学校を専門学校に昇格させた実力者であり、女医教育の他に各種の婦人団体、及び社会教育運動に関係し、女子の社会的地位の向上に努力した。

女医と看護師との比較において亀山美知子⁵⁸⁾は「医師という職業は、男性のものであると考えられていた。従って、男性の領分に進出しようとする女性達に対し、当然の事ながら男性達は厚い壁を作り、これを阻止しようとした。女医達は、彼女らが“女医”であるがゆえに、いわれのない差別を受け、医師の中にあつても女医と特別の位置づけをされることになったのである。」⁵⁹⁾と明治年間の女医達と男性医師達との熱い闘いについて論述した。が、一方の看護教育は、学校教育外において、例えば、日本赤十字社病院や東京慈恵医院の附属看護婦養成所あるいは看護婦教育所における教育がなされた。看護という職業は、国家に須用なる人物あるいは女性に向いているとして、時の支配者達に保護された教育を受けながら、次第に権力を受容する状況に追いやられた。女医達のように自己主張をも持ち得ず、様々な制限を加えられ、男性である医師達に必要な提言もできない無能力者として、その地位に甘んじていかねばならなくなったのである。

2. わが国におけるナイチンゲール評価

まず、わが国で最初にナイチンゲールという人物を知り得たのは、陸軍関係者であつた。ナイチンゲールが看護教育を開始し、その教育の成果が認められ始め、その教育方式が広がり始めた頃、わが国は鎖国という長い間の眠りから目覚めねばならなかった。明治期、開国と同時に世界に目を向けたのはわが国の為政者達であつた。『日赤の創始者 佐野常民』⁶⁰⁾によれば、1867年(慶応3年)、幕府の呼びかけに応じてパリで開かれた万国博覧会に出席した佐野藩の佐野常民⁶¹⁾は、赤十字マークのついた救護会の展示物を見た。この時、第一回の国際赤十字大会がパリで行われ、17カ国が参加していることを聞かされたのである。国際赤十字は、ナイチンゲールの協力によって設立された組織である。1885年(明治18年)、佐野が、欧州視察旅行より帰国した陸軍卿大山巖⁶²⁾や橋本綱常⁶³⁾陸軍軍医総監と共に国際赤十字に関する報告と同時にジュネーブ条約加盟の必要性を明治天皇に上申したことは言うまでもない。次に、開国以来、多くの外国人が日本を訪れ、刺激を加える。さらに為政者が中心となって外国への視察を成し、西洋の文化を吸収しようとした。その中にはキリスト教の女性宣教師団も見られた。来日したアメリカ女性宣教師達の幾人かは、看護師の養成機関を卒業した者達がいた。アメリカでは1873年(明治6年)にマサチューセッツ総合病院のボストン養成学校、ベルビュー病院のベルビュー養成学校、ニューヘブレン病院のコネチカット養成学校の3看護婦養成機関がナイチンゲール方式によって設立され、教育が開始されていた。来日した女性宣教師たちは、日本女性が看護に向いているとして折に触れて看護教育を開始するべきとの主張を展開した。

次に、高木兼寛⁶⁴⁾によって、1885年(明治18年)、最初の看護師養成機関が設立され、ナイチンゲール方式による看護教育が開始された。これは、婦人慈善会⁶⁵⁾の強い要請による。1884年(明治17年)、婦人慈善会は、有栖川宮熾仁親王御息所薫子⁶⁶⁾を総長に、威仁親王妃慰子⁶⁷⁾を副総長にすえ、会頭に大山巖夫人捨松⁶⁸⁾、副会頭に伊藤博文⁶⁹⁾夫人梅子、井上馨⁷⁰⁾夫人武子、森有礼夫人常子等によって鹿

鳴館でのバザーを開催した。大山夫人捨松は、先述したアメリカのコネチカット養成学校で看護の教育を受けていた。彼女たちは、“看護婦教育所設立の大旨”⁷¹⁾ という文書を配って、看護教育設立に対する資金を確保、高木に看護教育のための財政的支援をおこなったのである。

儒教主義による教育が主流になるにつれ、1890年(明治23年)には“教育勅語”が發布された。“学制”以降、後方に追いやられていた儒教主義教育が再登場する事となり、“男らしさ”“女らしさ”が強調されるようになった。1899年(明治32年)成立の山県有朋⁷²⁾ 内閣は、絶対主義官僚内閣と言われた。彼は修身教育強化の必要を感じ、哲学研究会の加藤弘之委員長⁷³⁾ を中心とした修身委員会を発足させた。委員長と10名のメンバーと4名の起草委員は、教育勅語との連関を重要視し、3年間かけて“修身教育”を練上げ、徳目を中心に儒教的思想、西洋的思想も取り入れた人物伝記主義を取った。中でもナイチンゲールは信仰心に富んだ慈悲の心の厚い女性として、又、理想的な人物像として修身教科書に採用された。

儒教主義的な女大学的要素の強いわが国の女子教育の中で、修身教育に女性解放主義者であるとも言われているナイチンゲールがなぜ採用されたのか。修身教科書に描かれたナイチンゲールは“生き物を哀れむ”“親切”“博愛”の3徳目である。“生き物を哀れむ”は“万物の靈長、これ相哀れむべし”といった儒教的精神とも一致し、ナイチンゲールが少女の頃犬の介抱をしたというエピソードから、生き物を哀れむ心優しき人物像として描かれた。“親切”は仏教の八正道の徳目と一致し、病者や貧者にたいする慈しみ深く親切な人物として紹介された。“博愛”はキリスト教的徳目ではあるが、仏教の“慈悲の心”とも一致する。ナイチンゲールは、クリミア戦争中の傷病兵の看護の為に勇敢にも戦地に赴いた博愛精神の持ち主として紹介された。国定教科書である修身に採用されたナイチンゲールは、その教育を通して子供たちに強く影響を与えた。修身教科書でのナイチンゲールの取り扱い、彼女一人の苦悩と生涯における闘い得た後業績の結果として得られた理想的な人物というより、国家の有事に対して献身的に行動する勇敢な女性としての部分が強調されて描かれた。そして、女子は家庭内での役割を中心に、男子は社会における役割を中心にしながら、男女共に人間としての徳が強調され、皇室を中心として強い連帯を持つように教育がなされた。“優しさ”や“親切”“博愛”といった精神は特に女性特有のものでもなく、生き物を哀れむ心、愛する心は人として男女共に具有しなければならない徳目である。先述したように“学校令”の理念は、忠心愛国であったから女性であっても国家に命を捧げられる勇敢な女性モデルは必要であったろう。一般的な教育方針は“修身”の内容が示すように“男の勤め”“女の勤め”といった役割論、即ち、良妻賢母主義教育が一層明確になり、強調されるようになった。しかし、このナイチンゲールの起用は彼女の主要な主張、即ち、知性、道徳的行動、情熱をもった女性が自己の理想的な目的を追及しようとした姿勢ではもちろんない。

クックの『ナイチンゲール—その生涯と思想2』には、ナイチンゲールはヘンリック・イブセン⁷⁴⁾ と類似の考え方をしていた⁷⁵⁾ と述べられている。イブセンは、男性に人形同様に従属していた女性が、真の人間として目覚める物語『人形の家』⁷⁶⁾ を書いた。その『人形の家』は、1911年(明治44年)、松井須摩子⁷⁷⁾ によって上演された。同年、“青踏”という女性の組織が出現した。女性の組織としての“青踏”の出現は、当時の良妻賢母主義教育を推進したい為政者や国学者達に多少なりとも脅威を与える事となった。基本的人権における国民の権利と義務、あるいは自由と公共の福祉といった表裏一体の概念は、人としていかにあるべきかという側面を持ち、道徳的な問題と法的な側面として今日でも重要な課題であり、これは家庭のみに止まらず、社会において有用であるとはいかなることかの問題でもあったが、この頃はやはり女子が高等教育を受けると言論が活発になり、女性らしさが失われるといった主張が主流であった。当時、“女性らしさ”の持つ意味合いは自己を主張しない内向的で無口な女性であった。急進的な女性が出現するなどといった社会の風潮を受けてか、日本政府は“治安警察法”を制定し、盛んになってきた労働運動を厳しく取りしまった。

“治安警察法”というのは労働組合やストライキを禁止したものであるが、その第五条に「左ニ掲グル者ハ、政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ禁ズ」⁷⁸⁾ と規定され、その中に軍人や警察官を含む公務員、教員、女性が入っていた。特に女子や未成年者は公衆の会合や政治的集会やその発起人たることが禁じられた。さらに、文部省も、1906年(明治39年)に“学生生徒ノ風紀振肅ニ関スル件”という文部省訓令を

出して青年女子の風紀の乱れ、発刊文書の危険思想、極端な社会思想等を指摘、こうした恥ずべき行為が他者に及ぼす影響は計り知れない。従って、こうした風潮を正すように教育されなければならないと教育・訓示した。これによって女性は集会への参加のみならず、一切の言論の自由を奪われた。こうした政府の女子に対する言論の取締に対して、平塚らいてう⁷⁹⁾は1913年(大正2年)“青踏”紙上で「彼等は化石を抱いて熱を与え無とする徒である。」⁸⁰⁾と政府の女性に対する処遇に対して反発した。

3. 三従の教えと“新しい女”旋風

さて、“三従の教え”とは、生あっては父母に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従うという女性の従属に関するおきてである。貝原益軒⁸¹⁾の『養生訓・和俗童子訓』には“婦人三従の道”⁸²⁾というのがあり、佐久間象山⁸³⁾の“女訓”にも同様なことが書かれている。江戸時代から継承されたこの女子教育論をわが国の女性達は、伝統的な社会的規範として受け入れてきた。そして、1911年(明治44年)、“青踏”という女性の組織が出現した。“青踏”というのは西洋における“ブルーストッキング(Bluestocking)”の日本語訳に近い。18世紀、ロンドンで実在した“ブルーストッキング”はサロンに集まってくる文学士達の一団のことをいう。彼女たちはシルクのフォーマルな黒い靴下ではなく、教養が高く知性を尊重する婦人達のグループのシンボルとして深い青い色の毛糸の長靴下を身につけたとされる。わが国の“青踏”はこれを模倣したと言われ、この青踏グループは、わが国における女性の権利運動の急先峰的な存在となった。

明治維新以降、儒教主義国家からの脱却を目指したわが国において、『学問のすすめ』を書いた福澤諭吉⁸⁴⁾は、江戸時代より続いていた女子教育に対して「世に生まれたるものは男も人なり女も人なり」⁸⁵⁾と男女がこの世においては同権であると述べた。続けて彼は「女大学という書に、婦人に三従の道あり」⁸⁶⁾と述べ、女大学に見られたような男性に対する女性の生涯に渡る従属に対して批判をした。“女大学”とは、江戸時代に普及した女子の教育書であり、先述した貝原を始めとした“女訓”などもその一つである。福澤は文中にミルの主張を引用しながら、わが国の従来の子教育の不完全さと不平等を女性の立場に立って弁明した。又、内村鑑三⁸⁷⁾も、1895年(明治18年)の著作に「追っ払え、男女七歳にして席を同じうすることを禁ずるあの儒教的精神、女性からその高貴な性をはなはだ低める慎みと服従とを要求するあの仏教的ナンセンスを。愛は相互の問題である。そして天それ自身もこのあまねく浸透している聖なる力に促された若々しい心の交わりに干渉することは出来ない。」⁸⁸⁾と述べ、キリスト教の自由な精神について述べた。それはわが国が男女を無用に区別していることに対する警鐘であり、西洋と比較して女性が著しく低く見られていることに対する内村の激しい怒りの言葉である。しかし、男性の立場から女性を擁護する発言があっても、当の女性でさえ何等矛盾あるいは疑問として感じなかったであろう問題だけに、どれだけの人が賛同したかは推して知るべきである。ミルの女性の権利に対する主張は、彼の著作『The Subjection of Women 女性の従属』⁸⁹⁾全体にあふれている。

次に、1889年(明治22年)に『東洋の婦女』を著した植木枝盛⁹⁰⁾は、その序文に「19世紀の問題は女子の問題なり」⁹¹⁾と述べ、「爰(ここ)に人間社会に取りて、最も大体なる事、最も大体なる事にも関はらず、天理に悖(もと)り、人彝(い)に違い、道徳を潰し、文明を傷け、人を誤るの最も著大なるものを何とかするや問ふものあらん。……曰く、男尊女卑の一事是なり、男女不同権の一事是なりと。」⁹²⁾と述べ、日本における“三従の教え”の是非について詳細に述べた。彼の主題となっているものは、ミルが述べたような“男女同権”の原理に即したものであった。彼は著作の中で日本における男尊女卑の傾向を指摘し、こうした男尊女卑の傾向を封建社会と戦国社会が助長させ、儒教や仏教がこの風習を増長させたとして述べている。昭和の時代に入った1934年(昭和9年)、原田実⁹³⁾は、「婦人運動は、婦人達が自分達自身の現在の生活を更に拡張したいという意欲することに始まる。」⁹⁴⁾と述べ、婦人運動擁護の立場に立った。彼は、「母親は子供の神である。娘は青年の燈火である。妻は夫の幸福の源である。そして、祖母の笑顔は、万人の慰安の泉である。」と述べ、“三従の教え”とは、相反する考えを示した。それは女性に最大の賛辞を与え、かつ、女性の持つ力を最大限発揮できるようにすることが大切であるとの見解を示したものである。

以上のように、“女性の権利”については、極、わずかな啓蒙主義的な先進的な思想家たちによって

明治期初期より提唱されていたし、極少数の女性たちによって自己実現も含め、時代を切り開く積極的な行動がなされてはいた。しかし、“治安警察法”や文部省の訓示などによって女性の組織的な活動などが制限される中、大胆にも“新しい女”と目された“青踏”グループを中心として“女性の権利”運動が展開された。『青踏』発刊に際してらいてうは「元始女性は実に太陽であった。真正の人であった。今、女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く、病人のような蒼白い月の光である。さて、ここに『青踏』は産声を上げた。現代の日本女性の頭脳と手によって始めてできた『青踏』は産声を上げた。女性の成すことは、今はただ嘲りの笑いを招くばかりである。私は良く知っている。嘲りの笑いの下に隠れたあるものを。そして私は少しも恐れない。」⁹⁶⁾と述べた。それは、西洋の女性解放運動等にも類似したような思想が漂い、家庭の中で黙々とただ夫の世話をやき、子を生み育てるのが使命であるかのように教育された当時の女性達の中にあつて余りにも急進的であつた。

続けてらいてうは『新しい女』という論文を書いた。その冒頭に「自分は新しい女である」⁹⁷⁾と書き、「新しい女はもはや虐げられたる旧い女の歩んだ道を黙々として、はた唯々として歩むにたえない。新しい女は男の利己心のために無知にされ、奴隷にされ、肉塊にされた如き女の生活に満足しない。新しい女は男の便宜の為に作られた旧き道徳、法律をだはしようと願っている。」⁹⁸⁾と書いた。彼女は新しい女は、自分が目指す道をただひたすら歩き、男性によって虐げられるような女性ではないと主張した。知性によって目覚めた女性達は道徳のみならず、憲法によつても下位に位置づけられている女性の立場が許せなくなったのであろう。従つて、当時の社会において彼女達のように知的に目覚めた女性達は“新しい女”と目され常に世人たちの話題の的であつた。

同年、与謝野晶子⁹⁹⁾も大阪毎日新聞に『婦人改造と高等教育』という論評を發表した。彼女は、「現に母として子を教育している人に教育の目的を問い、久しき妻たる立場にある人に結婚の意義を問うた場合、人前にだせるだけの一貫した意見を述べ得る婦人が幾人あるでしょう。婦人自身に最も切実なそういう問題に対しても一足の見識がなく、それについて是非解決しなければならぬほどの強烈な疑問、煩悶もないのが我々婦人の実情」¹⁰⁰⁾と述べた。彼女は特に女子の高等教育に触れ、男性と同等の知力をもつ事によつて精神的にも物質的にも男性に依存することを止めることによつて男性の足手纏いになることを防ぎ、これによつて眞の伴侶となり得ると述べた。そして、婦人の知力の向上は婦人自身の發達が何より大切だが、周囲も又、男女によつて教育の待遇を分かつ悪習を、自ら反省するべきと述べた。明治の中期、高等女学校が中学校と同格として位置づけられ、日本女子大学が専門学校として認可された。女子教育は、大正時代に入り、益々その機運が高まり高等教育の整備が叫ばれたが、実現は困難であつた。

Ⅲ. 女性の職業的自立にむけて

1. 女性の職業と母子保護運動

1917年(大正6年)、わが国の教育界には自由主義教育思想が盛んに移入された。1919年(大正8年)には、エレン・ケイ¹⁰¹⁾の『児童の世紀』が翻訳出版された。先述したイプセンに感化されたと言われるケイは、「婦人の最大の社会的任務は、その最高の幸福は母性のなかにある。」¹⁰²⁾と述べ、女性はその任務を完全に果たし、その幸福を享受するには男子と全く同等の地位が必要であることが理解できるはずであると述べている。ケイの主張は男女の問題では権利としては同等であるが、女性の幸福は母性の中にあるとし、その母性的立場は、やはり社会的に保護されるべきであると考えたのである。あくまでも、ケイの主張は基本的に、子供を保護する立場からの母性保護である。彼女は、「集団保育をもつて家庭に代行させる提案ほど恐ろしいものは他にはない。」¹⁰³⁾と述べ、“母親は家庭に帰るべきである”と主張した。つまり、ケイは、“子供の権利”の立場から働く女性達の母性保護を求めた主張であり、子供の健全育成には母親の力が必要不可欠であると考えたのである。

イギリスのロバート・オーエン¹⁰⁴⁾は1816年(文化13年)に働く母親の為に工場内で保育施設を設けた。その方式は集団保育ではあつたが、ジョハン・ヘンリック・ペスタロッチー¹⁰⁵⁾の教育精神によつて優れた教育を開始した。彼は、社会の正しい目的は人間の肉体的・道徳的・知的な性格の改善にあ

る¹⁰⁶⁾と考えていた。その性格改善は経験する苦痛を最小に、よろこびを最大にするのが最も良い方法であった。

更に、イギリスにおける女性の参政権運動は直ぐにわが国の先進的な女性達の間には伝わったものと思われる。1920年(大正9年)頃から女性の“参政権運動”がとりざたされた。これは師範学校出身の市川房江¹⁰⁷⁾、らいてう、与謝野等の様な女性文筆家達を中心とした女権拡張運動の一貫として展開された。ケイの子供観と母権保護運動の立場からの女権運動がらいてう、ウルストンクラフト的な思想での女権運動が与謝野である。先述したようにウルストンクラフトは、イギリスの市民革命に思想的な役割を果たしたロックの理性による教育を女性にも適用し、男女間の不平等を指摘、こうした不平等を取り除くには、女性も職業に就くことが大事であるという考えた女性である。女性の権利運動は、ミルや女性文筆家等による女権拡張運動は参政権運動という政治的活動へと発展していた。この運動は基本的に女性に職業を持たせ経済的に自立させることによって女性の権利が守られる、更に女性に法的な根拠を持たせ、男性と政治的なパートナーになることによって女性の権利が守られるといった主張であり、その実現のために女性に参政権を持たせようとする考えであった。このミルの思想に影響を受けたといわれるケイの思想も基本的には同様である。彼女は女性を精神的、経済的に自立させることが結果的に女性を解放することになるのだと考えたが、一方においては母性保護の立場から女性に育児そのほかの保証が必要と考えた。

山川菊栄¹⁰⁸⁾はらいてうと与謝野の主張に興味を持ち、1918年(大正7年)に紙上評論を展開した。彼女は「婦人はもとより育児のほかに脳なき動物でもなく、家庭に蟄居して世を終らねばならぬ義務もない。又、無為にして社会に寄生する権利もない。されば婦人が能力にしたがひ好むところにしたがって労働が許されねばならないと同時に、その労働に対して生活の権利とも認められねばならない。」¹⁰⁹⁾と述べた。山川は両者の主張がいずれも不十分であり、更に女性の役割に関する定義付けを極端に狭くしたとしている。男女間の性役割は個人の価値観に依拠すること大であり、これが悪ければあの方法がよいと規定するものであれば、現実に存在した良妻賢母主義教育方法と何等変わりが無い。全く相反する女性の役割で更に女性が苦しめられる事となる恐れもある。女性の問題はもっと具体的な検討が加えられなければならないと発言した。山川の主張は、ナイチンゲールの立場に比較的類似している。ナイチンゲールは、当時のイギリス社会における新しい“女性の権利”運動家達の主張と伝統的な良妻賢母主義教育からの主張の両者に対し、いずれの主張も何も根拠がないものであり、「女性はこれらのどちらの言葉にも耳をかすことなく、たとえ自分の仕事がどのようなものであれ、神の御心によるその仕事に最善を尽くすべき。」¹¹⁰⁾と述べている。

既にわが国でも、女教師や看護師は国家に須用なる人物として国策で教育され、社会貢献しており、荻野が当時の規制を打ち破って女医になったり、津田梅子¹¹¹⁾が結婚するだけではない新しい女の生き方を見つけて教育家になったりしていた。こうした積極的な女性のごく僅かであり、また、認められようもなかった時代の事である。ましてや、女性が職業を持つことが許されず、自由な結婚も肯定されなかった時代において、山川が主張するように現実的な論争とも思われないが、母親達の労働への従事が一様に強制であっては、又問題は大きい。この時期、日本で母性保護や“女性の権利”運動などの論争が行われたこと事態、画期的なことであったと言えよう。

しかし、こうした論争は、教育の機会に恵まれた女性達の世界であり、イギリス同様、資本主義に転じたわが国の工場労働に従事していた女性達は事実上死ぬ迄働かされた。『女工哀史』¹¹²⁾にも保育の問題が取りざたされている。工場労働者として働く女性たちの現実を目の当たりにした山川は「そこに集まった若い、活気のない無知な顔、救世軍の人々のわざとらしい誇張した身振りや口調に感心して、半ば口を開けたままドンヨリ演壇を見詰めた空虚な暗い鈍いその表情、ああこれが人間だ、これが私たちの姉妹だ。そう思ったとき、私の胸はかきむしられるように感じた。彼等の魂、彼等の青春は早く何者かに吸いつくされてここにあるのはただ彼等の残骸なのではないか、生きながら屍とならんとしつつある彼等ではあるまいか。」¹¹³⁾と工場主の貪欲さの餌食となっている労働者達の立場に立って、憤懣やるかたない感情を露にした。

同様にらいてうは、「私は女工生活の悲惨さを思うと共に彼女のこの無知と奴隷状態こそ更にいっそ

う根本的な禍ではないかと考え、女工問題の解決は、まず彼等に知識を与え、彼等を教育し、陶冶して而後彼等の自覚を喚起する事から始められなければならぬとさえ思った。』¹¹⁴⁾と述べた。彼女は女工達が自己の生活を調整できるようにするには教育こそ大事であると述べたが、現実には、その教育も受けられない女性達がそこに存在していたという事実であろう。女性の問題に関しては心の中から滲み出る共感性と理性的な目で見ると両者の違いが明瞭である。女性に教育を施し、無知から解放し、職業的自立を促し、社会的役割が果たせるようにすることで、経済的自立を推進すること、それはナイチンゲールが先鞭を付けたことによる。

2. 婦人の職業教育

ナイチンゲールが、女性を専門職業への先鞭を付け、そして、その他の職業教育に影響を与えたことは先述したが、日本における職業教育の主たる提唱者である鳩山春子¹¹⁵⁾が、ナイチンゲールから如何なる影響を受けたかは定かではない。師範学校や看護婦の教育は基本的に職業教育である。特に看護教育は、病院附属の養成所としての位置づけであり、文部省の学校教育から分離した形式で行われていた。この当時、女子の職業学校として発足したのは、1886年(明治19年)の共立女子職業学校(現共立女子学園)である。職業学校というからには何か職業的な資格を得られるような実務的な教育であろうと考えられた。が、実は家庭内における実務教育である。設立者は宮川保全¹¹⁶⁾であり、発起人は渡辺辰五郎¹¹⁷⁾、永井久一郎¹¹⁸⁾、那珂通世¹¹⁹⁾、中川健次郎¹²⁰⁾、春子などであった。設立目的は女子の生活能力と道徳性の向上を目指すものであり、設立に当たっては、文部官僚や皇室なども援助を行っている。

春子は「女性はおおむね、思慮が周密であるからよく正邪を観察し、同情の念に富んでいるから平和を保つという点に長じ、謹慎であって注意深いから誘惑に陥ることなく、その熱心と勇気と忍耐は、幾多の困難辛苦にあっても、その神聖な愛情を変更することがない。教育の力によって、婦人のこの長所を適宜に発展させ、なおその短所である偏狭に陥らせず、良くその才知を伸ばし、その常識を養わせ、家庭を整理して、余裕があるならば、社会の状態を公平に看破し、実行しうる度合いにおいて、ただ男女間の品行のみではなく、社会一般に対する公共のため、諸種の腐敗罪悪をしだいに救済することに気づかせ、このことが、女性の最も名誉のある天職と認めることができるならば、その社会は知徳が並び進んで健全であることができる」と述べている。春子は、家庭内における役割を果たすことこそが女性に与えられた役割であり、その他、空いた時間に社会活動をするなどと書いた。その思想は有閑マダム発想である。教育家であった春子自身の立場から見ると、彼女自身職業を持った家庭婦人であったことには相違ない。

教育界において女性の高等教育の必要性、一般社会において女性の権利が主張される中、1916年(大正5年)には、成瀬仁蔵¹²²⁾から婦人の職業教育について「女子も国家の一員にして、男子と共に国家の用に立ち、国家の防衛に当たる事がその国の権威でもあり、かつ一家の幸福なることがいよいよ分明となりたり。殊に今回の戦争においては非常に多くの男子を失いたるを似って、戦後の経済においては是非とも女子の力を借らざるべからず。この勢いを持ってすれば女子の職業教育、高等専門教育は、今後欧州各国においてもいっそう重大なる意義あるものとして認めらるるに至らんか」¹²³⁾という見解が述べられた。成瀬の考えは、人類の半分である女性、その女性の力を借りなければ、国家の危機に立ち向かうことはできない。戦後の経済復興に女性の力を是非にという主張である。この主張が直接看護教育と関係があるとも思われないが、少なくとも女性を男性に従属したものとして考えるのではなく、男性と対等に考えようとしていることは明らかである。良妻賢母主義思想の提唱者であったフランソワ・ド・サリニャック・ド・ラ・モット・フェヌロン¹²⁴⁾は、女性は家庭においてその役割があり、男性同様に従軍し戦う必要はないと彼の『女子教育論』では述べてはいたが。

このように男女共に高等教育が少しずつ向上する一方、資本主義を導入した事もあり、日本の産業は隆盛を極め、女性に対しては良妻賢母主義教育を建て前としながらも、女性の社会進出と職業教育の必要性も盛んに論議された。女子の職業教育、高等専門教育の必要性というのは、そのまま看護教育にも当てはめる事ができる。男子の教育が国家の用に立ち、国家の防衛に当たる事であれば、看護教育もその目的を考えた場合、十分に国家の用に立つ職業であった。従って、成瀬の主張が認められれば看護教

育も女子の職業教育としての位置づけで、高等専門教育が認められる可能性はあったが、実はそうではなかった。成瀬から女子の職業教育の提唱がなされる一方、他方には職業婦人の保護についての主張もなされるようになった。

1916年（大正5年）、読売新聞紙上には「生活難とともに婦人の職業範囲が次第に拡張せられる結果として、一面には男女両性の職業競争という新現象を生み出し、一面には多数の職業婦人に対する保護事業の急務を訴うるに至れり。」¹²⁵⁾と述べられ、子供の授かりし時には職業婦人の責任は二重になるとして、母親としての義務が果たせるようにしなければならないとしている。それは競争社会における女性達の苦しみであり、自己実現を困難にしている問題であった。即ち、「一方にては男子の内助者となり生計の援助者となりながら、他の一方においては子供の母となりたり」¹²⁶⁾ということであり、仕事と育児の両立の困難さがあった。そこで職業婦人の保護の必要性が述べられたのである。これは女性が社会に進出している今日でも見られる現象であり、自己実現を目指す女性が伝統的な性別役割を損ねることなく職業を継続するとしたらやはり、男性が理解し協力しなければ二重の負担は避けられない。

1918年（大正7年）の臨時教育会議の、“女子教育の改善に関する答申”では、欧米諸国において女子が職業に進出する状況が盛んになっているが、わが国においてはこれが家族制度崩壊の原因になることもあるとの懸念の聲が上がり「女子職業教育ニ付イテハ、今日ニアリテハ、純然タル職業教育ヨリハ、実業家ヲ加味シタル普通教育ヲ授ケ、家事育児等ヨリ、主婦タリ母タルノ心得ヲ授ケ、国体ノ觀念ヲモ涵養スル等、實際生活ノ状況ニ応ジテ適切ナル教育ヲ授クルノ要アリ」¹²⁷⁾との勧告がなされた。つまり、女子の職業教育は純然たる職業教育より母親としての心得など、實際生活に必要な教育をするべきであるとの考えである。1919年（大正8年）に山川は『婦人の勝利』¹²⁸⁾で日本の婦人が欧米に比べて100年も遅れているとの見解を述べ、女性の決意が必要であると迫った。

女権運動家達の主張とは違って、教育界においては勤労の精神を重要視しながらも、1920年（大正9年）に“高等女学校施行規則”を改定した。その中で職業教育に関しては、「実業ハ、実業ニ関シ生活上必要ナル知識技能ヲ得シメ、兼テ勤労ヲ尚ブノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス」¹²⁹⁾と規定され、相変わらず内助の功を主流としたものであった。国内状況については、この頃から、金融恐慌や小作争議が起こるなど経済状況は益々深刻になってきた。ウォール街の大恐慌による不況がわが国にも大きく影響を与え、国民は益々貧困に喘いだ。こうした中で女性達は、家族の為にその身を犠牲にして身売りをしたり低賃金の工場労働者として働いたりした。女性の就労も止むなき経済状況の中で女性達は、先述した新聞紙上の論説のように、一方においては家庭婦人として、他方では職業婦人として両立する事が必然的になった。山川は、職業婦人と母性の問題について1924年（大正13年）に、「極端に賢母良妻主義の日本が、その貴重な“良妻賢母”の材料を、全世界の問題となるほど過酷な条件で、過激労働に服せしめ、その母性と人間性とを資本家の利潤の犠牲に供して省みない現実」¹³⁰⁾があると言及した。

おわりに

本論では、ナイチンゲールが体験したヨーロッパの女性問題と女性の権利運動の展開と、儒教主義国家であったわが国の女性問題と女性の権利運動の展開について今一度、歴史的に検証し、女性の社会的位置づけについて再検討した。

まず、最初にナイチンゲールが『カサンドラ』で告発した家庭内の女性の位置づけ、そして、イギリスにおける女性の権利運動におけるナイチンゲールの見解、そして、医療の中に新しく看護職を草創するという取り組みにおいて、実践的女性解放主義者として、又、神秘主義の影響を受けつつ宗教と科学の交差する時代に生きたナイチンゲール独自の宗教観と主知主義的傾向を有したナイチンゲールの高い正義感が看護教育を始めとする社会改革につながった。ナイチンゲールの成功は女性に職業婦人としての道を開放したことである。

その社会正義を貫こうとした行動は良心のあらわれであったが、当時のイギリス社会におけるナイチンゲールの生き方は急進的であった。ナイチンゲールが開始した看護教育は上流社会の女性の慈善的行為から出発したものであるが、人道主義的であり、その思想は単に患者を看護するといった技術教育に

止まらず、女性に人格を与える為のものでもあった。それは彼女独自のキリスト教の解釈に始まるものであり、“19世紀は女性の世紀”という予言の実現でもあった。従来の伝統的な理想的な女性像、即ち、有閑無為の中であって男性に保護されなければ生きていけないような弱々しい女性からナイチンゲール以降、何か社会に貢献する女性が理想的な女性像であるという様に変った。ナイチンゲールの、女性を専門職業に向けて訓練するという着想は、看護婦以外の他の職業にも浸透した。ゆえに、ナイチンゲールは女性問題の取り扱いにおいて、本人が好むと好まざるに関わりなく、実践的女性解放主義者としての地位はゆるぎない。

そして、わが国は看護教育のみならず、ナイチンゲールから多くの遺産を受けた。しかし、それはある一面的のものである。“三従の教え”に代表されるように、歴史的に女性の社会的評価が著しく低かったわが国は、明治維新以降、男女が平等であるとの思想は取り入れられたが、それはわずかに啓蒙主義的な思想家からの提唱であり、定着しにくい現実があった。大正時代に起きた“新しい女”旋風はいわゆる女権拡張運動であったが、それは危険思想であるとして法的にも制限が加わった。明治期中期、看護教育が開始され、ナイチンゲールは理想的人物として熱狂的にわが国の修身にも採用されるほどであったが、その行動主義的、そして、女性に職業を与えて経済的自立に向け、社会貢献させるという高邁な思想とは反対に国家に須用なる人物として恰好な女性として受け入れられた。

ナイチンゲール熱の高かったわが国の為政者たちが、彼女の思想を正しく評価できていたならば、わが国の女性たちが苦悩に満ちた主張を繰り返す必要はなかったかもしれないと今、改めて考えるが、逆に、彼女の思想を正しく評価したならば、それは国の政策から外れた危険思想であると回避したであろうか。この頃はやはり女子が高等教育を受けると言論が活発になり、女性らしさが失われるといった主張が強かった時代である。女性から発言権を奪い、女性の教育を低いものにして人格をはく奪する施策に代表されるように、わが国における女性の位置づけと社会的評価が如何に低かったかという事である。基本的人権における国民の権利と義務、あるいは自由と公共の福祉といった表裏一体の概念は、人としていかにあるべきかという側面を持ち、道徳的な問題と法的な側面として、女性に自由・平等・福祉などの基本的人権が与えられた今日でも見られる現象であり、自己実現を目指す女性が伝統的な性役割を損ねることなく職業を継続するとしたらやはり、男性が理解し協力しなければ二重の負担は避けられないという現実、今、尚、残る。

注釈

- 1) トレヴェリアン著、松浦高嶺他訳：イギリス社会史2，p451，みすず書房，1988年。
- 2) ハリエット・マーティノウ (Harriet Martineau 1802-1876)：英国の女流小説家，経済学者。デイリー・ニュースの主筆をしていた。彼女は情報や知識を小説の形で出すことを思いつき、数多くの物語を書いて政治や経済や救貧院の話などを解りやすく解説して好評を得た。『フローレンス・ナイチンゲールの生涯』セシル・ウーダム・スミス著より。
- 3) Harriet Martineau's Writing, British History and Military Reform vol.6, England and her Soldiers, p317, Edited by Deborah Anna Logan Pickerring & Chatto, 2005.
- 4) Florence Nightingale (1851) :The Institution of Kaiserswerth on the Rhine for the Practical Training of Deaconesses, under the Direction of the Rev, (湯植ます他訳：ナイチンゲール著作集第一巻，カイゼルスウェルト学園によせて，p12，現代社，1983年.)
- 5) テオドール・フリードナー牧師 (Pastor Theodor Fliedner 1800-1864)：プロテスタントの牧師。ドイツのカイゼルスウェルトに赴任した際に、人々が経済的に苦境に陥っていたため、救済資金を求めてイギリスに足を伸ばした。そこでエリザベス・フライ女史 ((Elizabeth Fry 1780-1845) の女囚保護事業活動を知ってドイツに広めようとした。その一環として1836年 (天保7年) に看護師の養成所も含めたカイゼルスウェルト学園を創立した。ナイチンゲールは、短期間、この学園で看護を学んだ。
- 6) 佐々木秀美著：ナイチンゲールとミルの論争，総合看護，pp53-64，Vol.37，No.3，2002年。

- 7) 学制：1872年（明治5年）に交付されたわが国初の学校教育法。
- 8) 梅根悟監修：世界教育史体系36, 女子教育史, p226, 講談社, 1974年。
- 9) デイビッド・モルレー (David Murray 1830-1905)：アメリカ人。1873年（明治6年）、文部省に招かれ来日。わが国文教政策の最高顧問。田中不二麻呂文部大臣に協力して“学制”の実施を指導した。
- 10) 片山清一著：近代日本の女子教育, p294, 建帛社, 1881年。
- 11) 森有礼 (1847-1889)：薩摩藩士。上野景範 (1845-1888外交官) に英学を学び、イギリス・アメリカに留学。第一次伊藤内閣の時に初代文部大臣となり、学校制度の改正を行う。また私財により商法講習所（現在の一橋大学）を設立した。
- 12) ハーバート・スペンサー (Herbert Spencer 1820-1903)：イギリスの哲学者。鉄道技師から経済新聞の記者となる。イギリス経験論の『総合哲学体系』を確立した。彼の思想は功利主義の自然科学万能の風潮を背景に、ダーウィニズムの運動と結びついて広く普及した。
- 13) 長谷川如是閑著：スペンサー, pp204-205, 岩波書店, 1939年。
- 14) Mary Poovey Edited, Florence Nightingale:Cassandra/Suggestions for Thought, Pickering & Chatto Limited, 1991.
- 15) ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill 1806-1873)：イギリスの哲学者、経済学者。
- 16) John Stuart Mill, The Subjection of Women, (大内兵衛他訳：女性の解放, p36, 1981年, 岩波書店.)
- 17) 佐々木秀美：歴史に見るわが国の看護教育—その光と影, 青山社, 2005年。
- 18) Florence Nightingale (1888) :To her nurses, (湯積ます他訳：ナイチンゲール著作集第三巻, 看護師と見習い生への書簡, 現代社, 1985年.)
- 19) Florence Nightingale (1888)：前掲書18), p426.
- 20) Florence Nightingale (1860), Note on Nursing, p165, Scutari Press, 1992.
- 21) 呉茂一著：ギリシャ神話上, p62, 新調社, 1992年。
- 22) Mary Poovey Edited: 前掲書14), p205.
- 23) Mary Poovey Edited: 前掲書14), p205.
- 24) Mary Poovey Edited: 前掲書14), p139.
- 25) Mary Poovey Edited: 前掲書14), p211.
- 26) Mary Poovey Edited: 前掲書14), p211.
- 27) Mary Poovey Edited: 前掲書14), p227.
- 28) オランプ・ドウ・ゲージュ (Olympe de Gouges 1748-1793)：本名はマリー・グーズ。ルイ16世 (Louis XVI 1754-1793) を擁護し、ロベスピエール (Maximilien François Marie Isidore de Robespierre 1758-1794) などのジャコバン系を批判した。フランスの人権宣言が全ての人間の普遍的な人権を確立したがごときに見えていたが、実は人は男性であり、女性の権利は排除されると最初に批判して女性及び女性市民の権利宣言を書いた。
- 29) オリビエ・ブラン著, 辻村みよ子訳：女の人権宣言, p269, 岩波書店, 1995年。
- 30) サン・シモン (Claude Henri de Rouvroy, Comte de Saint Simon 1760-1825)：フランスの空想的社会主義者。パリの貴族の出身で、ルソー (Jean-Jacques Rousseau 1712 - 1778) の影響を受け、アメリカ独立戦争に参加。また始めはフランス革命の熱心な支持者であったが、恐慌政治に飽きたらず、そこから離れた。彼は社会生活の基礎を経済に求め、経済史観を発展させ、唯物史観の先駆者となった。
- 31) フローラ・トリスタン (Flora Tristan 1803-1844)：19世紀前半のフランスにあって、マルクス主義が形成される前に、労働者階級の解放と、女性の解放とを結び付け、全労働者の団結を呼びかけた女性として知られている。
- 32) メアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft 1759-1797)：フェミニスト。結婚後は Godwin。職業を持つことにより、女性も依存の生活から脱却し、男性と平等の立場にたつと主張した。

- 33) ジョン・ロック (John Locke 1632-1704) : イギリス経験論の代表的哲学者。近代民主主義の代表的思想家の一人。オックスフォードにて医学と哲学を学ぶ。ピューリタン革命、王政復古、名誉革命と激動していく時代に生活し、人民主権に基づく代議的民主政治の理論を基礎づけることによって、名誉革命の指導的理論家になった。医師でもあり、ホイッグ党初代党首、シャフツベリー伯爵 (Anthony Ashley-Cooper, 1st Earl of Shaftesbury 1621-1683) と親交を結び、政治的にもその生涯を共にした。著作『教育に関する考察』は有名。
- 34) メアリ・ウルストンクラフト著、白井堯子他訳：女性の権利の擁護，p23，未来社，1993年。
- 35) ウィリアム・トムソン (William Thompson 1775-1833) : ベンサム (注38) 参照) の下で功利主義を学んだ。初期の社会主義者，婦人の参政権のことでジェームズ・ミル (注39) 参照) と対立した。
- 36) サン・シモン主義者 (Saint - Simonism) : サン・シモン (注30) 参照) の社会主義思想を継承する人々。彼らは，家父長的な家族制度の廃止と家庭内での男女平等を基本にした女性解放思想を確立したことで知られる。
- 37) 功利主義 (utilitarianism) : 主として19世紀イギリスで流行した倫理・政治学説で，公衆的快楽主義。まれに利己主義を指すこともある。一般に功利の原理，すなわち，“最大多数の最大幸福”に近づく行為が正しく，その逆が不善とされるが，その幸福とは初期において心理的快楽，後期においては精神的快楽とされた。
- 38) ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham 1748-1832) : イギリスの哲学者，法学者，社会改革家である。最も有名な功利主義者である。彼はあらゆる行為と立法の適切な目的は“最大多数の最大幸福である”と説いた。1792年 (實政4年) にフランス共和国名誉市民になり多数の著書を発刊して経済・政治を説いた。
- 39) ジェームズ・ミル (James Mill 1773-1836) : イギリスの哲学者，歴史家，経済学者でJ.S・ミル (注15) 参照) の父親。エジンバラ大学で聖職者のための勉強をした後，教師となり，ジャーナリストとなった。ベンサムの弟子であり，友人であり，功利主義の熱心な支持者だった。
- 40) ハリエット・テラー (Harriet Taylor 1807-1858) : 夫のテラー氏死亡後，ミル (注15) 参照) の妻になる。ミルが1869年 (明治2年) に執筆した『女性の従属』は彼女の協力によるといわれている。
- 41) ウィリアム・エドワード・ナイチンゲール (William Edward Nightingale 1794-1874) : ナイチンゲールの父親。ケンブリッジ大学を卒業。ベンサム主義思想を持ち，国会議員を目指したが落選。地方貴族としての役割を果たしながら，子供達の教育に専念した。
- 42) Florence Nightingale (1860) : 前掲書20), p165.
- 43) Florence Nightingale (1860) : 前掲書20), p165.
- 44) 荻野吟子 (1851-1913) : 日本における最初的女性医師。女性運動家としても知られる。
- 45) 吉岡弥生 (1871-1959) : 1889年 (明治22年) 女医を志して上京。済生学舎 (注46) 参照) に学び，1892年 (明治25年) 卒業，医師免許証を得た。
- 46) 済生学舎 : 長谷川泰 (1842-1912 明治期の医学者・政治家) によって設立された医学講習所。私立の医学講習所として女性の入学も認めたが廃校にいたった。
- 47) 吉岡荒太 (1867-1921) : 佐賀県出身。独学で医学を学び内務省の前期開業試験に合格したが医者断念し，得意であったドイツ語の塾，至誠学院を開いた。学院の事務や生活一般を取り仕切っていた弟を通じて1895年 (明治28年) 弥生と結婚した。
- 48) 亀山美知子著 : 近代日本看護史に置ける看護婦の社会的地位，評価に関する研究，p145，看護，Vol. 36, No12, 1984年。
- 49) 村上信彦著 : 大正期の職業婦人，p272，ドメス出版，1984年。
- 50) 大隈重信 (1838-1922) : 佐賀藩士の生まれ。漢学・蘭学・英学を学び，政治家として財政・外交に優れた手腕を発揮した。早稲田大学の創立者。
- 51) 村上信彦著 : 前掲書49), p145.

- 52) 医海時報第937号, 1912年 (明治45年) 6月8日付け.
- 53) 医海時報第940号, 1912年 (明治45年) 6月22日付け.
- 54) 村上信彦著: 前掲書49), pp141-142.
- 55) 医海時報第940号, 前掲書53).
- 56) エリザベス・ブラックウエル (Elizabeth Blackwell 1821-1910): アメリカ初の女性医師. 1851年 (嘉永4年) にナイチンゲール宅を訪問し, 病院や看護婦の問題に関して話し合っている. 1860年 (万延元年) ナイチンゲールが看護教育創設に協力を求めた際, これを断り, 1869年 (明治2年) からイギリスに在住し, ロンドン女子医学校を創設した.
- 57) Sir Edward T. Cook (1914), *The Life of Florence Nightingale*, (中村妙子訳: ナイチンゲールその生涯と思想 2, p92, 時空出版, 1993年.)
- 58) 亀山美知子 (1945-2003): 京都市立看護短期大学卒業. 仏教大学文学部史学科卒業. 京都市立看護短期大学教員として教育に奉職しながら, 主として看護の歴史研究を行い, 日本看護歴史学会会長を務めた.
- 59) 亀山美知子著: 前掲書48), 147.
- 60) 吉川龍子著: 日赤の創始者 佐野常民, 吉川弘文館, 2001年.
- 61) 佐野常民 (1822-1887): 日本赤十字社の創立者. 佐賀藩会計方の五男として生まれるが, 11歳のとき, 親類の蘭医佐野常徴の養子になる. 医学を学んだ後に蘭学を学ぶ. 1877年 (明治10年), 西南の役では, 新しい武器の攻防によって多くの兵が野戦に倒れた. この時, 同士と語り合ってヨーロッパで行われている赤十字と同様の救護団体を作ろうと思い立ち博愛社を熊本の地に設置した.
- 62) 大山巖 (1842-1914): 鹿児島県出身, 西郷隆盛の従兄弟. 明治維新政府で陸軍卿, 陸軍大臣. 近代日本陸軍の建設に貢献した. 妻が出産後に産褥熱によって死亡したため, 残された子の育児と教育のために捨松 (注68) 参照) と結婚した.
- 63) 橋本綱常 (1845-1909): 1872年 (明治5年), ドイツに留学. 1877年 (明治10年) 帰国. 陸軍軍医監, 東京大学医学部教授となった. 1884年 (明治17年), ヨーロッパに視察に行った際, 赤十字事業を調査し, 博愛社病院の設立に尽力した. 1886年 (明治19年), 初代院長となり日本赤十字社病院の看護婦養成事業を推進.
- 64) 高木兼寛 (1849-1920): 宮崎県生まれ. 1868年 (明治元年), 東北征討軍に軍医として加わった後, 鹿児島藩立開成学校に入学してイギリス人医師, ウィリス (William Willis 1837-1894) に学んだ. 1872年 (明治5年) より海軍に出身し, 1875年 (明治8年) からイギリス, 聖トマス病院に留学する. 帰国してからは東京海軍病院病院長を務めながら, 1881年 (明治14年) に成医会を結成, 成医会講習所を設立 (現在の東京慈恵会医科大学の前身). 1882年 (明治15年) 海軍省医務局長となり, 脚気病対策に取り組んだ. 1888年 (明治21年), わが国最初の医学博士.
- 65) 婦人慈善会: 当時の上流婦人たちが組織され, 伊東博文夫人, 井上こわし夫人, 森有礼夫人, 有須川の宮城仁親王妃薫子夫人などがその主要な会員.
- 66) 有栖川宮熾仁親王御息女薫子 (1855-1923): 日本赤十字社の設立に尽力. 慈恵医院幹事長, 篤志婦人会幹事長.
- 67) 威仁親王妃慰子 (たけひとしんのうひやすこ 1864-1923): 日本の皇族. 加賀藩主前田慶寧侯爵の四女で1880年 (明治13年), 有栖川宮威仁親王妃となる.
- 68) 大山捨松 (1860-1919): 会津藩家老山川尚江重固の末娘. 岩倉使節団とともに渡米したわが国最初の女子留学生の一人. ニューヘブンの宣教師レオナルド・ベーコン夫妻の家庭に入って教育を受け. 卒業後, ニューヘブンのコネチカット看護婦養成所で看護学の勉強をした. 帰国後, 陸軍大臣大山巖 (注62) 参照) と結婚した. 日本赤十字社に働きかけ日本篤志婦人会を発足させた. 東京帝国大学の総長になった山川健次郎 (1854-1931明治・大正教育界の物理学者・教育者) は実兄である.
- 69) 伊藤博文 (1841-1909): 山口県生まれ. 明治期を代表する政治家. 明治維新後は新政府の要職を歴任し, 1885年 (明治18年) 初代内閣総理大臣となった. 1889年 (明治22年) に発布された大日本

帝国憲法制定の中心人物。

- 70) 井上馨 (1835-1915) : 明治時代の政治家, 長州藩の下級武士の出身。吉田松陰 (1859-1859) の松下村塾に学んで以来, 終始伊藤博文 (注69) 参照) と政治行動を共にした。明治政府ではおもに財政・外交面を担当した。
- 71) 慈恵看護教育百年史編集委員会編: 慈恵看護教育百年史, p17, 東京慈恵会, 1984年。
- 72) 山県有朋 (1838-1922) : 明治・大正期の軍人・政治家・元老の筆頭格。長州萩藩の武士階級の出身。1889年 (明治22年) から約2年間に渡って第一次山形内閣を組閣し, 中央集権的警察制度の実現に尽力。1898年 (明治31年) 元帥, 同年再び内閣を組閣した。
- 73) 加藤弘之 (1836-1916) : 哲学者・法学者。1890年 (明治23年) 帝国大学総長, 貴族院議員となった。わが国大学制度の基礎整備の最高責任者。生涯を一貫した官僚主義で貫いた。
- 74) ヘンリック・イブセン (Henrik Johan Ibsen 1828-1906) : ノルウェーの劇作家。
- 75) Edward Cook (1914) : 前掲書57), p134。
- 76) Henrik Johan Ibsen, ET dukkehjem, (山室静他訳: 世界の文学22, 人形の家, 中央公論社, 1966年。)
- 77) 松井須磨子 (1886-1919) : 本名小林正子, 松井須磨子の芸名で演劇活動を行う。
- 78) 官報, 1900年 (明治33年) 3月10日。
- 79) 平塚らいてう (1886-1971) : 日本の思想家, 評論家, 作家, フェミニストで戦前と戦後を通しての女性解放運動家。
- 80) 今井清一編集: 近代日本思想体系33, 大正思想集, p49, 筑摩書房, 1975年。
- 81) 貝原益軒 (1630-1714) : 江戸時代の儒学者。
- 82) 貝原益軒 (1710), 石川謙校訂: 養生訓・和俗童子訓, p269, 岩波書店, 1993年。
- 83) 佐久間象山 (1811-1864) : 江戸時代後期の松代藩士, 兵学者・朱子学者・思想家。
- 84) 福澤諭吉 (1834-1901) : 教育者。慶応義塾大学の創設者。
- 85) 石田雄編集: 近代日本思想体系2, 福沢湯吉集, p37, 筑摩書房, 1975年。
- 86) 石田雄編集: 前掲書85), p37。
- 87) 内村鑑三 (1861-1930) : 日本のキリスト教思想家。伝道者・教育加家。1891年 (明治24年) に教育勅語奉読式において, 最敬礼をせずに降壇したために同僚・生徒などによって非難され社会問題化し, 不敬事件と呼ばれた。
- 88) 内村鑑三著, 鈴木俊郎訳: 余は如何にして基督信徒となりし乎 (1895年), p100, 岩波書店, 1999年。
- 89) John Stuart Mill: 前掲書16), p104。
- 90) 植木枝盛 (1857-1892) : 自由民権運動の指導者。
- 91) 植木枝盛著: 植木枝盛集, 東洋の婦女, p192, 岩波書店, 1990年。
- 92) 植木枝盛著: 前掲書91), p219。
- 93) 原田実 (1890-1971) : 1913年 (大正2年), 早稲田大学文学科卒業。雑誌『教育時論』記者。後主筆を経て早稲田大学教員となり教育学を担当。早稲田大学名誉教授。文学博士。
- 94) 原田実著: 新女性道の建設, p25, 創文社, 1934年。
- 95) 平塚らいてう著作集編集委員会: 平塚らいてう著作集, p257, 大月書店, 1983年。
- 96) 平塚らいてう著作集編集委員会: 前掲書95), p257。
- 97) 平塚らいてう著作集編集委員会: 前掲書95), p257。
- 98) 与謝野晶子 (1878-1942) : 作家, 大阪堺市生まれ。著作『乱れ髪』ほか, 1918年 (大正7年), 平塚らいてうと母性保護論争を行った。
- 99) 与謝野晶子: 婦人改造と高等教育, 1916年 (大正5年) 1月1日の大阪毎日新聞。
- 100) エレン・ケイ (Ellen Key 1849-1926) : スウェーデンの女性思想家。自由主義政治家の父親とラジカルな貴族出身である母親の影響を受けた。学校へはほとんど行かず, 読書と知識人との交友関係から独自の思想を確立した。著作『児童の世紀』で教育における児童中心主義運動の発端を作った。
- 101) Ellen Key (1900), Bernets Drhundrade, (小野寺信他訳: 児童の世紀, p121, 精興社, 1991年。)
- 102) Ellen Key (1900), 前掲書100), pp110-111。

- 103) ロバート・オーエン (Owen Robert 1771-1858) : イギリスの近代社会主義の創始者。学歴は小学校程度であるが彼の経営するスコットランド、ニュー・ラナーク紡績工場における「性格形成学院」の実践は、直観教授などの進歩的方式を採用し世界最初の幼稚園と言われた。
- 104) ジョハン・ヘンリック・ペスタロッチー (Johann Heinrich Pestalozzi 1746-1827) : 哲学者、教育思想家。貧民教育の実践者。
- 105) 五島茂他編 : 世界の名著42 オウエン『現下窮乏原因の一解明』, p201, 中央公論社, 1996年。
- 106) 市川房枝 (1893-1981) : 婦人参政権運動で活躍した政治家。女性の地位向上に生涯をささげた。
- 107) 山川菊栄 (1890-1947) : 婦人解放運動の先駆者の一人。著作に『武家の女性』。
- 108) 鈴木裕子編集 : 山川菊栄女性解放論集, p167, 1984年。
- 109) Florence Nightingale (1860) : 前掲書20), p165。
- 110) 津田梅子 (1864-1929) : 明治期から大正期の女子教育家。津田義塾大学。1871年 (明治4年)。開拓史派遣の5人の少女の一人として岩倉使節団と共にアメリカに渡った。他メンバーは吉益亮子, 上田貞子, 山川捨末 (注68参照), 永井繁子。
- 111) 細井和喜蔵 : 女工哀史, pp227-233, 岩波書店, 1982年。
- 112) 鈴木裕子編集 : 前掲書107), p188。
- 113) 平塚らいてう著作集編集委員会 : 前掲書95), p63。
- 114) 鳩山春子 (1861-1938) : 女性教育家, 政治家。鳩山一郎の母親。1844年 (明治17年), 共立女子職業学校を創立した。1905年 (明治38年) には愛国婦人会創立の発起人となって活躍, 大山捨松 (注68) 参照) はこの団体の理事をした。
- 115) 宮川保全 (1852-1922) : 文部省直轄竹橋女学校の教諭, 東京女子師範学校でも教鞭を取った。
- 116) 渡辺辰五郎 (1844-1907) : 千葉女子師範学校及び東京女子師範学校の教員。『裁縫教授書』を著した。1884年 (明治17年), 東京本郷町に和洋裁縫伝習所を開いた。裁縫の1斎教授は彼の考案である。
- 117) 永井久一郎 (1852-1913) : 日本の漢詩人, 官僚。文部省, 内務省, 帝国大学などに勤め, のち日本郵船に転じた。小説家永井荷風 (1879-1959) の父。
- 118) 那珂通世 (1851-1908) : 歴史学者, 文学者。藩校で学んだ後, 慶応義塾に入り, 卒業後, 東京女子師範学校に勤め, 教授に就任した。彼は日本と中国, 朝鮮の古代史を比較研究し, 近代東洋史学の開拓者となった。
- 119) 中川健次郎 (1850-1928) : 明治・大正期の教育家。丹波生まれ, 東京開成学校卒。新潟学校, 学習院, 女子師範学校で教鞭を取る。1901年 (明治34年), 文部省視学官となり, 次いで仙台高工・東京女子師範学校の校長を務めた。
- 120) 鳩山春子著 : 夫人の天職, 女学生の栞 (松原岩五郎編), 博文館, 1903年。
- 121) 成瀬仁蔵 (1858-1919) : 毛利家に仕える下級武士の一族。1890年 (明治23年) 女子教育研究のためアメリカにわたり, 帰国後女子大学を設立した。
- 122) 成瀬仁蔵 : 婦人の職業教育, 国民の友社紙上, 1916年 (大正5年) 9月18日付け。
- 123) フランソワ・ド・サリニャック・ド・ラ・モット・フェヌロン (François de Salignac de La Mothe Fénelon 1651-1715) : フランスの聖職者作家。彼は新カトリックの長としてプロテスタントの子女をカトリックに改宗する事, また既に改宗した子女達を再教育する事を任務としていた『女子教育論』より。
- 124) 読売新聞, 1916年 (大正5年) 9月26日付け。
- 125) 読売新聞, 前掲書123)。
- 126) 片山清一著 : 前掲書10), p182。
- 127) 山川菊栄著 : 夫人の勝利, pp199-200, 日本評論社出版部, 1919年。
- 128) 片山清一著 : 前掲書10), p182。
- 129) 山川菊栄著 : 山川菊栄集第三巻, p281, 岩波書店, 1982年。